

令和3年度

地方公共団体における再犯防止の取組を 促進するための協議会（九州・沖縄ブロック協議会）

令和3年11月30日（火）

法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

本日お話しすること

1

再犯防止推進計画の概要

2

地方公共団体による再犯防止の取組の動向

3

今後の展開

▶ 「再犯防止」を取り巻く状況について

なぜ「再犯防止」が必要なのか

```
graph TD
    Title[刑事司法手続]
    Police[警察(逮捕)] --> Prosecutor[検察庁(起訴)]
    Prosecutor --> Court[裁判所(裁判)]
    Court --> Prison[刑務所]
    Prison --> Parole[仮釈放]
    Prison --> Release[満期釈放]
    Court --> Probation[執行猶予]
    Prosecutor --> Discretion[起訴猶予等]
    Discretion --> Probation
    Probation --> ProbationOffice[保護観察付執行猶予]
    ProbationOffice --> Supervision[保護観察]
    Supervision --> SupervisionOffice[保護観察所]
    Discretion --> Emergency[更生緊急保護の申出も可能]
    Probation --> Emergency
    Emergency --> Prevention[再犯防止]
    Prevention --> Crime[犯罪]
```

刑事司法手続

警察（逮捕）

検察庁（起訴）

裁判所（裁判）

実刑

刑務所

仮釈放

満期釈放

起訴猶予等

執行猶予

更生緊急保護の申出も可能

保護観察付執行猶予

保護観察

更生緊急保護

保護観察所

連携

地域社会

教育 就労 住居
医療 保健 福祉

地方公共団体
や民間協力者
による支援

犯罪

再犯防止

再犯者率の高い現状

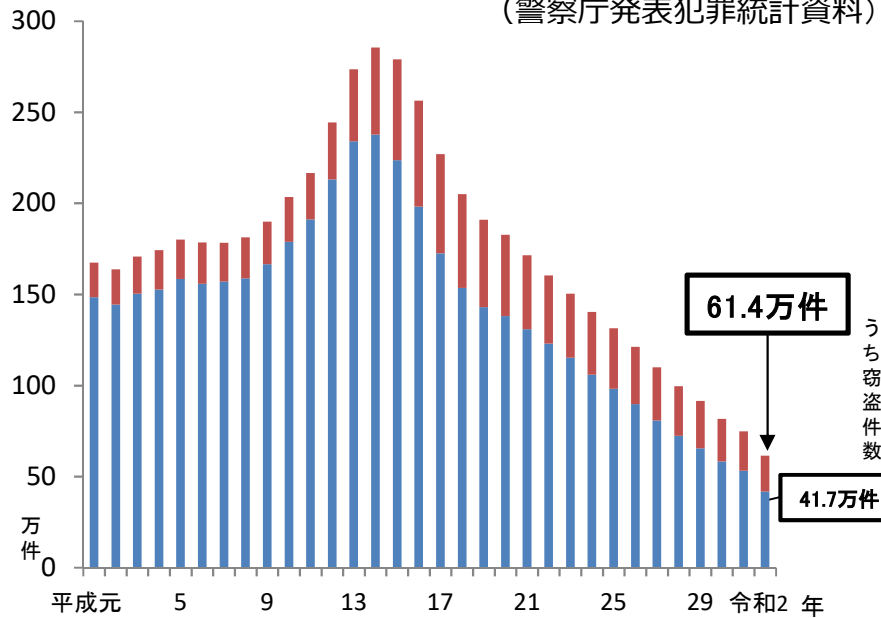
刑法犯認知件数

令和2年の刑法犯認知件数は

61万4千件

で**18**年連続して減少
(警察庁発表犯罪統計資料)

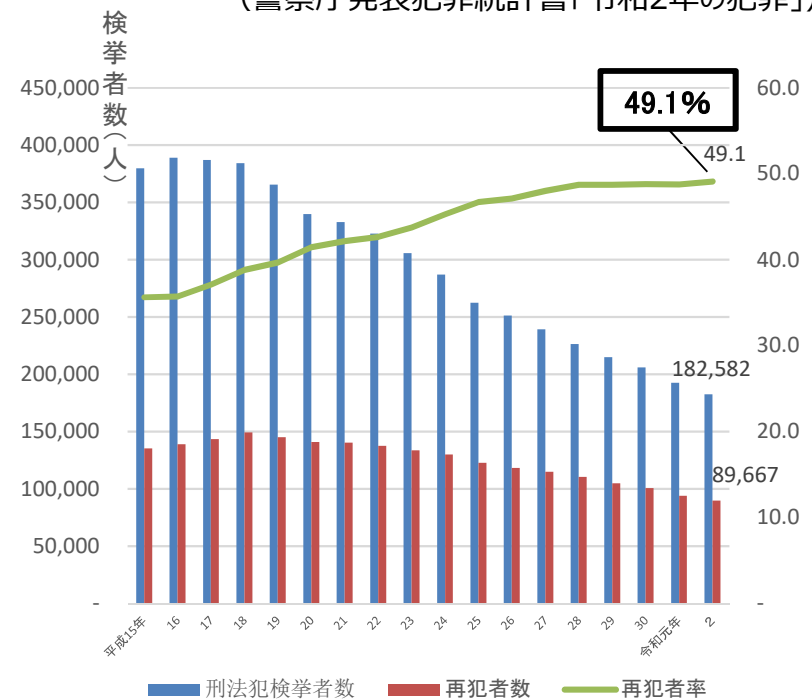
認知件数



刑法犯検挙人員に占める再犯者率

刑法犯検挙人員の 約半数が再犯者

(警察庁発表犯罪統計書「令和2年の犯罪」)



再犯防止の取組について

再犯防止の取組は、次の2点に対応することを目的としている

①

犯罪につながる問題性の除去(内的要因への対応)

②

生活環境の改善(外的要因への対応)

様々な「生きづらさ」

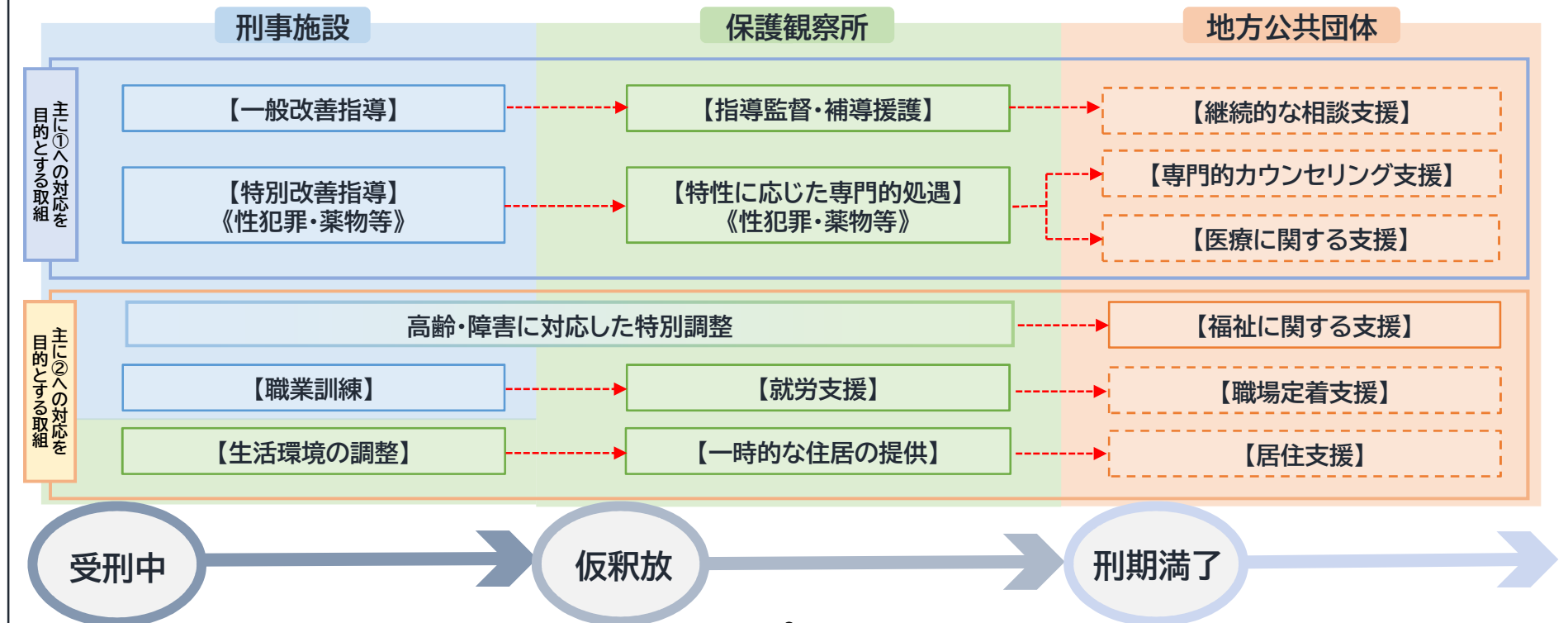
疾病・嗜癖

高齢・障害

貧困

生育環境

再犯防止に必要な犯罪をした者等に対する標準的な社会復帰支援フロー



▶ 国における取組について

- 1 「再犯防止推進計画」
- 2 「再犯防止推進計画加速化プラン」

1-① 「再犯防止推進計画」の策定に至る経緯

平成28年12月 **「再犯の防止等の推進に関する法律」**
の公布・施行



再犯防止推進計画等検討会の開催



平成29年12月 **「再犯防止推進計画」**の閣議決定

- ・ 再犯防止に関する**我が国で初めての計画**
- ・ **5つの基本方針**の下, **7つの重点課題**について**115**の具体的な施策を盛り込む

1-② 「再犯防止推進計画」における重点課題

【7つの重点課題と115の施策】

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等

⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

- ・ 関係機関の職員等に対する研修の充実 等

2-①

再犯防止推進計画加速化プラン（R1.12.23犯罪対策閣僚会議決定）

「再犯防止推進計画」に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速させるもの

1

満期釈放者対策の充実強化

2

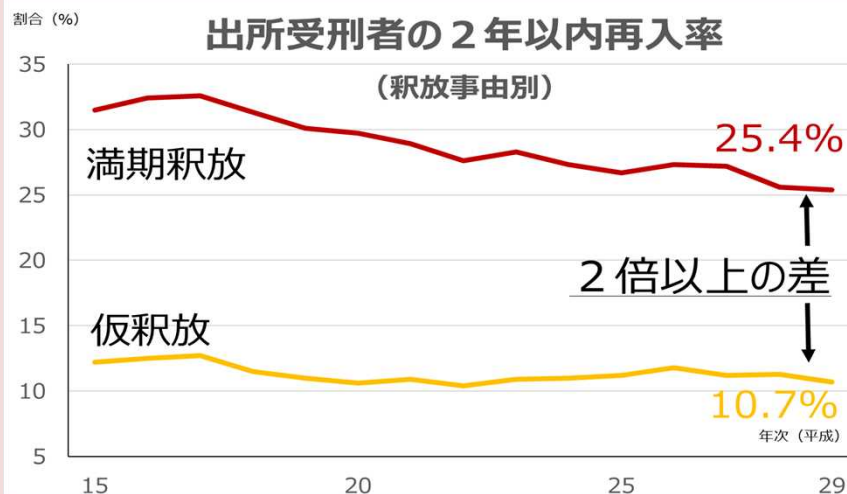
民間協力者の活動の促進

3

地方公共団体との連携強化の推進

2-② 再犯防止推進計画加速化プランの概要①

1 満期釈放者対策の充実強化



【成果目標】

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少

【具体的取組】

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 民間協力者の活動の促進

■「息の長い」支援の支え手

・・・更生保護ボランティア 自助グループ
医療・保健・福祉関係団体 など

(課題) 役割や活動範囲の拡大
財政基盤のぜい弱性

⇒ 国による支援を一層強化する必要

【具体的取組】

- 民間協力者に対する継続的な支援の充実強化
- 民間資金を活用した活動の促進

2-③ 再犯防止推進計画加速化プランの概要②

3 地方公共団体との連携強化の推進

【 刑務所等での指導・支援】

- 作業・職業訓練
- 性犯罪，薬物などの指導
- 福祉等へつなぐための支援



【 地域社会での支援 】



【成果目標】

令和3年度末までに、**100**以上の地方公共団体で
地方再犯防止推進計画が策定されるよう支援

→令和3年10月1日現在で **221** 団体において策定済み（条例を含む）

【具体的取組】

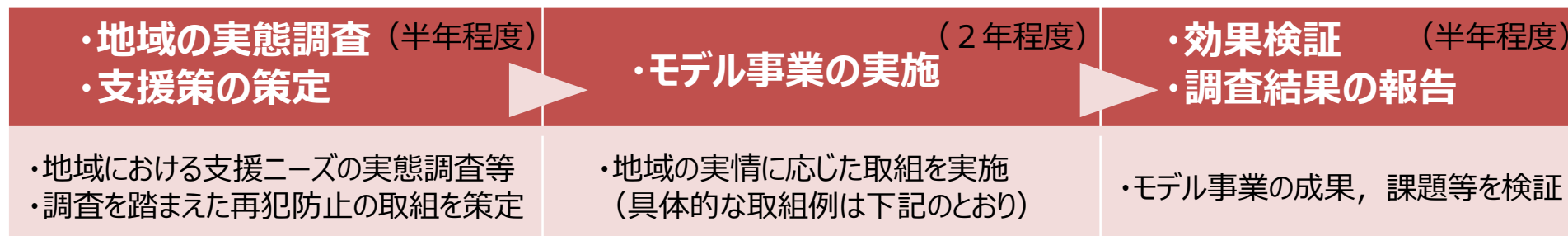
- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための支援

▶ 国と地方公共団体が連携した取組について

- 1 「地域再犯防止推進モデル事業」
- 2 「地方再犯防止推進計画」
- 3 犯罪をした者等に関する地方公共団体への情報提供について

1 地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）

- ▶ 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、36の地方公共団体に委託し、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施（H30年度～R2年度）



モデル事業の取組例

【専門機関の設置を始めとする支援体制の整備及び総合的な支援の実施】

- ▶ 「立ち直りサポートセンター」を設置し、対象者の特性に応じた支援を実施（福岡県）

【薬物依存症者に対する取組】

- ▶ 薬物依存のある満期出所者等に対して、回復支援プログラム、就労・住居の確保のための支援等を実施（栃木県）

【性犯罪者に対する取組】

- ▶ 性犯罪を行った起訴猶予者等に対して、臨床心理士による心理カウンセリングプログラムを提供（大阪府）

【広報・啓発に関する取組】

- ▶ テレビ、ラジオ等多様な媒体を活用し、再犯防止に関する現状と課題、取組の必要性等を周知（北海道）

令和3年度の取組

- ① モデル事業で蓄積された成果や課題等について、全国に横展開する。
- ② 国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方を検討し、更なる取組を推進

2-①「地方再犯防止推進計画」とは

都道府県又は市町村（特別区を含む）が、 再犯防止等に関する施策について定める計画

「都道府県及び市町村は、（国の）再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」（第8条第1項）

「都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない」（第8条第2項）

2-② 地方再犯防止推進計画等の策定状況（R3.10.1現在）

※法務省調べ
（各都道府県、指定都市からの回答に基づく）

策定済み（条例の制定を含む）： **221** 団体

・ **都道府県：46** 団体

※ 奈良県は、「奈良県更生支援の推進に関する条例」を制定

・ **指定都市：16** 団体 ※ 以下太字

・ **その他の市町村（特別区を含む）：159** 団体

※ 兵庫県明石市、奈良県奈良市及び五條市は、条例を制定

甲信越・中部地方（33市町村）

新潟県：新潟市、長岡市
富山県：高岡市、砺波市、射水市
石川県：金沢市、七尾市、小松市
福井県：大野市
山梨県：小菅村
長野県：松本市、岡谷市、須坂市、千曲市
岐阜県：岐阜市、多治見市、美濃市、美濃加茂市、土岐市
各務原市、瑞穂市、富加町、七宗町、白川町
静岡県：静岡市、浜松市、御殿場市
愛知県：豊橋市、みよし市
三重県：四日市市、伊勢市、名張市、多気町

中国・四国地方（44市町村）

鳥取県：米子市
島根県：松江市、大田市、安来市、邑南町
岡山県：岡山市、久米南町
広島県：広島市、三原市、尾道市、大竹市
廿日市市
山口県：下関市、宇部市、山口市、防府市
下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市
周南市、周防大島町、和木町、平生町
徳島県：小松島市、阿南市、東みよし町、上板町
香川県：高松市、丸亀市、善通寺市、宇多津町
愛媛県：松山市、今治市、新居浜市、西予市
東温市、内子町、松野町、愛南町
高知県：室戸市、香南市、梼原町

【都道府県】

■ 策定済 ■ 協議会等で検討中

※離島を除く

北海道・東北地方（15市町村）

北海道：小樽市、帯広市、北見市
苫小牧市、北広島市
岩手県：盛岡市
宮城県：仙台市、名取市、多賀城市
大崎市
秋田県：秋田市、男鹿市、鹿角市、大仙市
福島県：福島市

関東地方（42市町村）

栃木県：宇都宮市、栃木市、さくら市
群馬県：前橋市、館林市、富岡市、安中市
嬬恋村、明和町、邑楽町
埼玉県：さいたま市、川越市、越谷市、朝霞市
志木市、白岡市、三芳町、川島町、吉見町
ときがわ町、美里町
千葉県：南房総市
東京都：千代田区、大田区、中野区、豊島区
八王子市、府中市、国分寺市、福生市
武蔵村山市、瑞穂町、日の出町
神奈川県：横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市
藤沢市、厚木市
座間市、南足柄市、開成町

近畿地方（28市町村）

滋賀県：草津市、野洲市、甲賀市、日野町
京都府：京都市、宇治市
大阪府：大阪市、堺市、豊中市、高槻市、茨木市
泉佐野市、寝屋川市、河内長野市
柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市
高石市、藤井寺市、交野市、大阪狭山市
忠岡町
兵庫県：神戸市、明石市(※)、加古川市
奈良県：奈良市(※)、五條市(※)

※ 兵庫県明石市、奈良県奈良市及び五條市は、条例を制定

九州地方（13市町村）

福岡県：北九州市、春日市
宇美町、志免町
佐賀県：吉野ヶ里町
長崎県：西海市、雲仙市
熊本県：熊本市
宮崎県：川南町、日之影町
五ヶ瀬町
鹿児島県：奄美市
沖縄県：北大東村

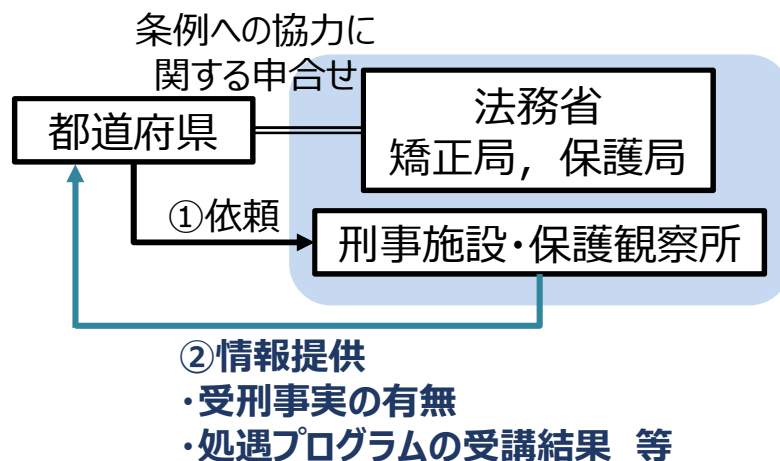
3 犯罪をした者等に関する地方公共団体への情報提供について

▶法務省においては、地方公共団体に対し、**地方公共団体が支援等を行うために必要な情報**（国が犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報等）について、個人情報等の適切な取り扱いに十分配慮しつつ、適切に情報を提供することとしています。

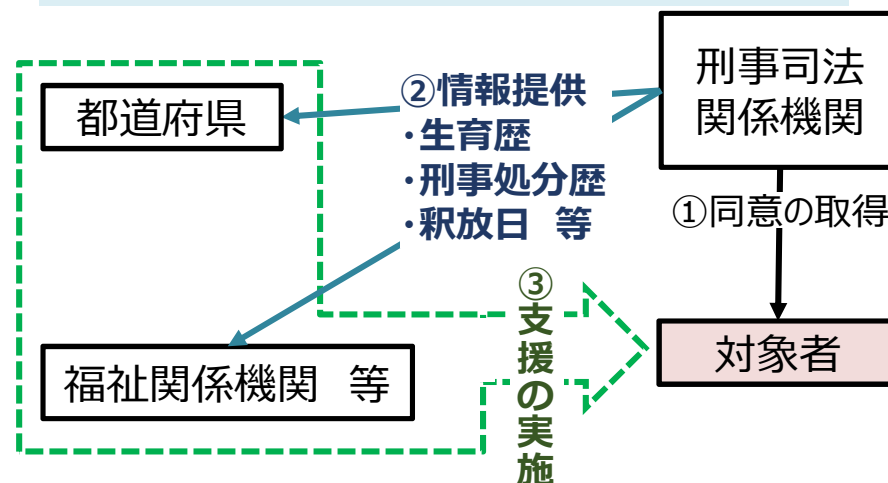
※矯正施設や更生保護官署の保有する個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従って取り扱う必要があることから、同法第8条第2項に基づき、①本人の同意があるとき、又は②提供を受ける地方公共団体が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるときに限って提供することが可能となります（ただし、情報の提供によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではありません。）。

【具体的な情報提供のイメージ】

▶条例に基づく再犯防止の取組への協力として実施している情報提供のスキーム

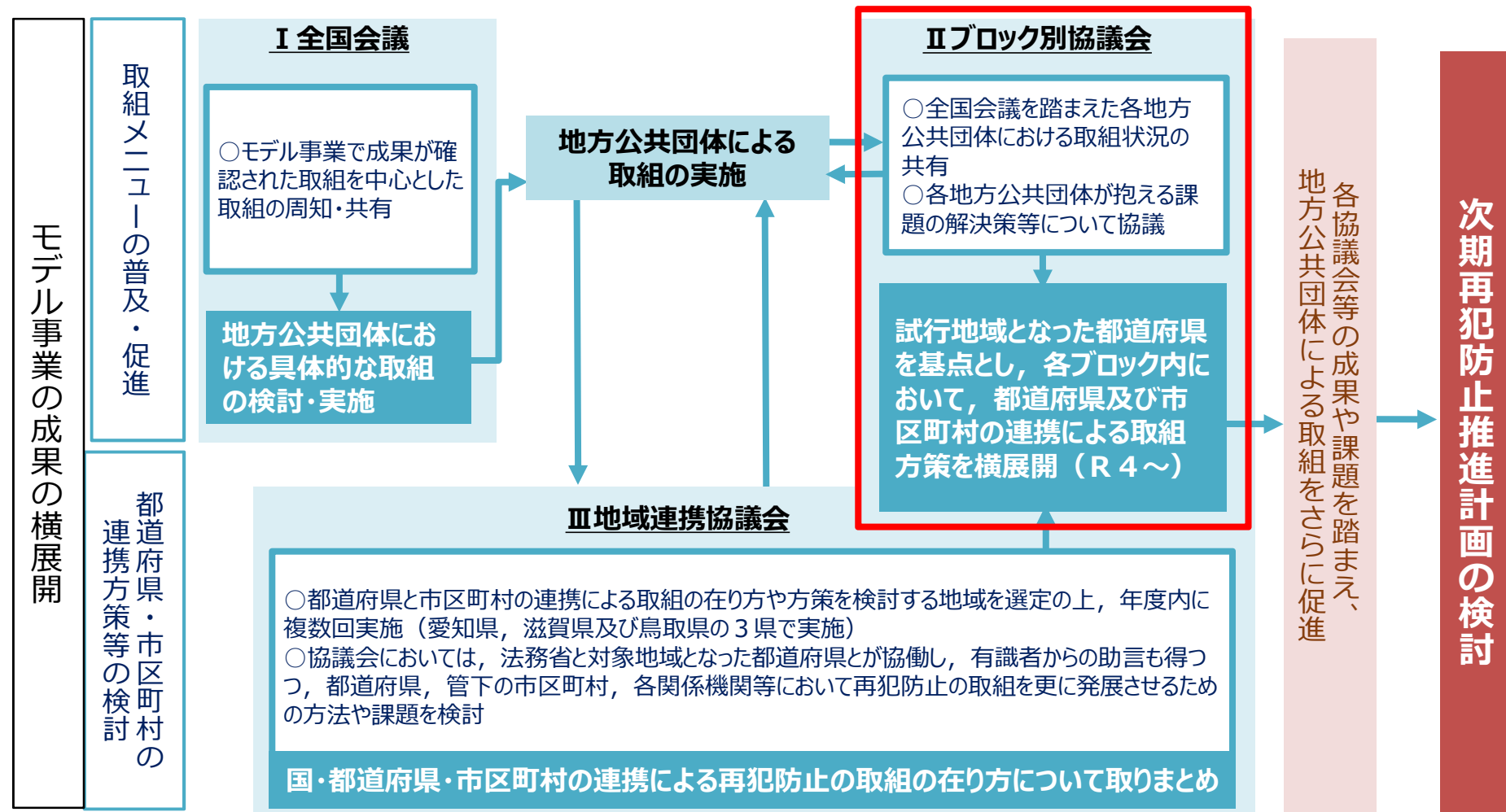


▶「地域再犯防止推進モデル事業」を踏まえて整理された情報提供のスキーム



▶ 今後の取組予定

地方における再犯防止の取組を展開・推進するための取組（令和3年度）



令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月
		I 全国会議					III 地域連携協議会				
							II ブロック別協議会				

再犯防止推進法施行後 5 年の検討／再犯防止推進計画の見直し

再犯防止推進法の施行状況の検討

○ 再犯防止推進法附則第 2 条（検討）

国は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

⇒ 令和3年12月に施行後 5 年を迎えるため、施行状況の検討が必要

再犯防止推進計画の見直し

○ 再犯防止推進法第 7 条第 6 項により 5 年ごとに見直すこととされ、現計画の計画期間は令和 4 年度末までであることから、令和 4 年度までに計画の見直しが必要

今後の予定（案）

（～令和 3 年 1 2 月）

○ 再犯防止推進法の施行状況／再犯防止推進計画に基づく施策の実施状況の検討

（令和 4 年～）

○ 次期再犯防止推進計画（案）の検討 ⇒ 令和 4 年 1 2 月頃 次期計画 閣議決定

その他

「令和3年版再犯防止推進白書」（令和4年春発刊予定）
において、「満期釈放者対策を始めとした“息の長い支援”」及び
「京都コンgres（第14回国連犯罪防止刑事司法会議）」を
特集

令和二年版 再犯防止推進白書



法務省

電子版（少年院送付用）（別冊）

令和4年2月頃、YouTube法務省チャンネルにおいて、法務
省関係部局が共同制作した広報・啓発コンテンツを配信

YouTube ライブ 再犯防止ってなに？
～誰ひとり取り残さないまち、そこでは～

生配信中に
スタジオに
質問しよう！

トラウデン直美と知る
「立ち直りの最前線」

2021.1.23(土) 昼2時配信開始！

Amazonギフト券
3,000円分
プレゼント！

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

まずはYouTube法務省チャンネルに登場！
YouTube 法務省チャンネル
<https://www.youtube.com/user/MOJchannel>

YouTubeを活用した広報啓発イベント（R2）
「再犯防止ってなに？」

令和3年安全安心なまちづくり関係功労者表彰について

概要

再犯防止推進法第22条及び再犯防止推進計画に基づく施策として、**再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった民間協力者**を表彰するため、犯罪対策閣僚会議の決定により、平成30年度から、内閣総理大臣による「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を警察庁と合同で実施しているもの

表彰の対象

犯罪に強い社会の実現のための安全安心なまちづくりに関し、**地域社会における再犯の防止等に関する活動の推進において、特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体**であって、内閣総理大臣が顕彰することが適当であると認められるもの

再犯防止活動における受賞者



〔総理大臣との記念撮影〕

＜再犯防止活動における受賞者の方々（括弧内は推薦団体）＞

- ・谷村新司 様（法務省保護局）
- ・堂本暁子 様（法務省矯正局）
- ・野田豊秋 様（佐賀県警察）
- ・更生保護法人滋賀県更生保護事業協会 様（大津保護観察所）
- ・新宿区保護司会 様（新宿区）
- ・特定非営利活動法人いのちのミュージアム 様（法務省矯正局）
- ・特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク 様（名古屋地方検察庁）
- ・西区BBS会 様（横浜保護観察所）

＜表彰式の様子＞

令和3年10月15日（金）、首相官邸において開催された表彰式では、再犯防止活動の受賞者代表として、谷村新司様が岸田総理大臣から表彰状の授与を受けられたほか、全ての受賞者の代表として、堂本暁子様が謝辞を述べられました。



〔代表者への表彰状授与〕



〔代表者謝辞〕

犯罪の繰り返しを防ぐためには、
地域社会における「息の長い」支援が必要です

犯罪をした者等の立ち直り・再犯防止について、
引き続き、ご理解・ご支援いただきますよう
お願いいたします

